

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例を廃止する条例

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例（平成4年12月制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の令和4年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計廃止の際、この会計に属する資産及び決算上の剰余又は不足若しくは権利義務は、これを相楽郡広域事務組合一般会計に帰属させるものとする。